

≫ 荒井 勉 先生 講演会 ≪ ADRと民事裁判の役割・機能 －裁判官の経験に基づいて－

講 師 荒井 勉（あらいつとむ）先生

日 時 令和4年5月26日（木）15:00～16:30

場 所 等 法文1号館・25番教室

※ZOOMによる同時配信も行います。

<https://u-tokyo-ac-jp.zoom.us/j/81984257411?pwd=K0hEZmdNQdTdwTE12WDVLYXRZWXFfdz09>

アドレスID 819 8425 7411

パスコード 251474



※右のQRコードからも参加できます。

参加資格 本学法科大学院生・学部生（事前申込不要）

荒井勉先生は、裁判官任官後、地裁及び高裁で民事裁判の実務を担当され、裁判所における紛争解決に精通されています。また、法科大学院開設当時には、司法研修所の事務局長を務め、法科大学院と司法修習との連携等、法曹養成についても広い視座をお持ちです。さらに、現在は公害等調整委員会の委員長を務めており、法曹として幅広くご活躍されています。

公害等調整委員会は、1972年に土地調整委員会と中央公害審査委員会が統合して発足し、本年発足50周年を迎えました。本講演では、公害等調整委員会による行政型ADRについてご紹介いただくとともに、荒井先生の裁判官としての豊富なご経験に基づいて、裁判所における紛争解決の実相についても振り返ってお話いただける予定です。ADRと裁判所のそれぞれの役割・機能について、比較しながら考えることのできる大変貴重な機会となりますので、どうぞ奮ってご参加ください。

なお、荒井先生には、学生の皆さんからの質問にお答えする時間も設けていただけるとのことです。講師の荒井先生に質問してみたい事項がある方は、令和4年4月30日（土）までに、裁判所派遣教員の津島享子（kyokotsushima@g.ecc.u-tokyo.ac.jp）宛てにメールでご提出ください。

◎講師のご紹介～荒井 勉（あらいつとむ）先生

東京大学法学部卒業。1977年裁判官任官。京都、静岡、津、東京の各裁判所での勤務のほか、書記官研修所（現・裁判所職員総合研修所）教官、司法研修所教官、同事務局長等を経て、宇都宮地裁所長、さいたま地裁所長、東京高裁部総括、東京地裁所長、福岡高裁長官を歴任。2017年に裁判官を定年退官後、同年7月1日より公害等調整委員会委員長

◎公害等調整委員会についてはホームページもご参照ください。

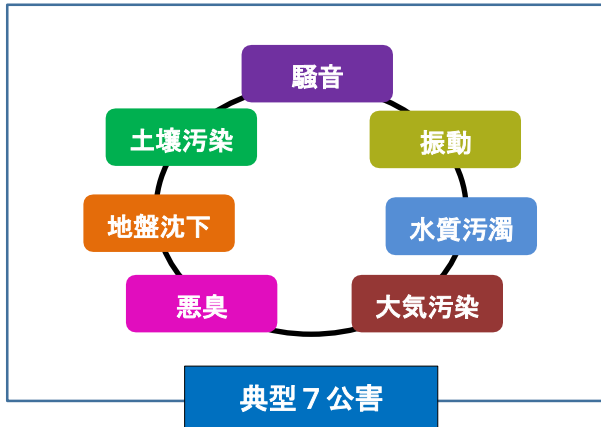
<https://www.soumu.go.jp/kouchou>（QRコードはこちら→）



公害紛争処理制度と公害等調整委員会の概要紹介

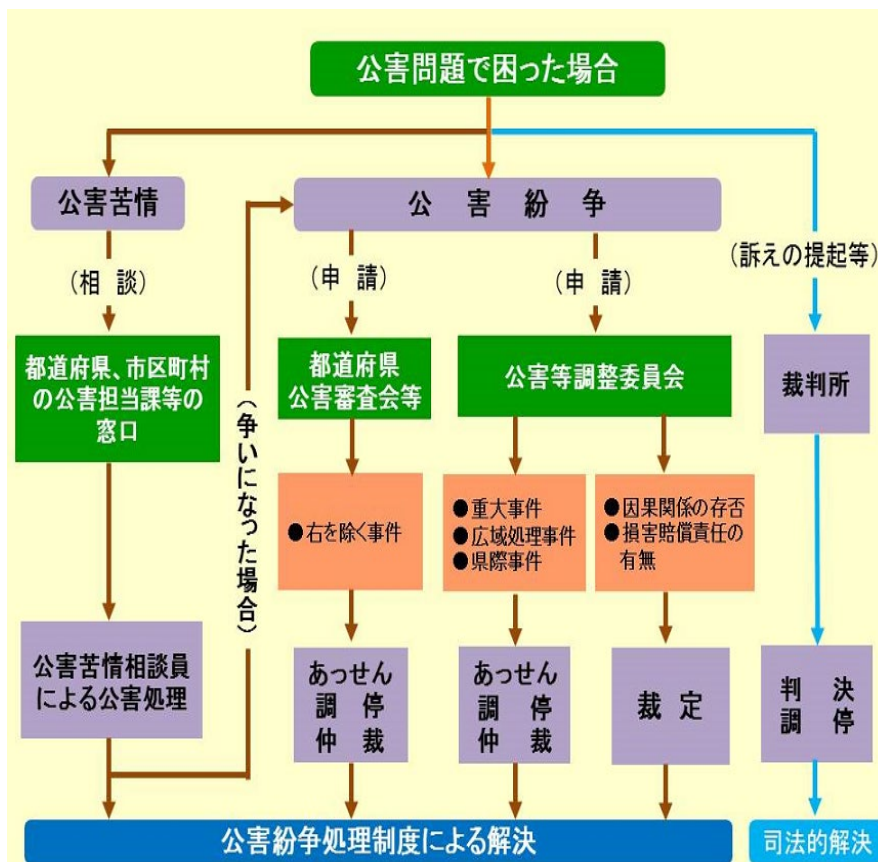
令和3年6月現在

公害紛争の迅速・適正な解決を図るため、司法的解決とは別に公害紛争処理法に基づき公害紛争処理制度が設けられています。



公害とは、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる典型7公害（①大気汚染、②水質汚濁、③土壌汚染、④騒音、⑤振動、⑥地盤沈下及び⑦悪臭）によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。）に係る被害が生ずることをいいます（環境基本法2条3項）。

■ 公害紛争処理機関（公害等調整委員会と都道府県公害審査会等）



● 公害紛争処理機関として、国に公害等調整委員会、都道府県に公害審査会（一部県では公害審査委員候補者名簿）が設けられており、それぞれ管轄に従い、独立して公害紛争の処理に当たっています。

● 公害等調整委員会は、全ての裁定事件と、

- ① 重大事件（大気汚染等により著しい被害が生じ、かつ被害が相当多数の者に及び、又は及ぶおそれのある事件のうち、生命、身体に重大な被害が生じる事件又は被害の総額が5億円以上の事件）
- ② 広域処理事件（航空機や新幹線に係る騒音事件）
- ③ 県際事件（複数の都道府県にまたがる事件）

の調停、あっせん、仲裁を取り扱います。

● 都道府県公害審査会等は、それ以外の調停、あっせん、仲裁を取り扱います。

■ 公害等調整委員会（公調委）とは

公調委は、総務省の外局として設置されている**行政委員会**で、公害紛争処理制度と土地利用調整制度（鉱業、採石業又は砂利採取業と一般公益等との調整を図る制度）を主な任務とし、法律により中立性、独立性が確保されています。

委員会を構成する委員長及び委員 6 人は、法曹有資格者や各分野の専門家です。事件によっては、専門的な調査を行うために、関係する分野の学識経験者等が**専門委員**に任命されます。

■ 公害紛争処理手続の種類

公害紛争事件の多くが**調停事件**又は**裁定事件**となっています。

調停とは、調停案の提示などにより、双方の互譲による合意に基づき紛争の解決を図る手続です。

裁定とは、法律判断を行うことにより、紛争解決を図る手続であり、このうち、**責任裁定**は、損害賠償責任の有無及び賠償額を判断する手続、**原因裁定**は、加害行為と被害発生との間の因果関係の存否について判断する手続です。裁定手続の過程で、裁定委員会の判断により、裁定事件を職権で調停手続に移行することができます。

■ 司法的解決と比較した公害紛争処理制度の特色

公害紛争処理機関の委員や事務局職員等の専門的知識や経験に基づき、必要に応じて職権で資料収集・調査を行い、柔軟な手続等により公害紛争の迅速かつ実効的な解決を図ります。また、司法手続と比べて、当事者の経済的負担の軽減が図られています。例えば、裁定や調停の申請手数料は、司法手続よりも低く抑えられており、また、民事裁判のように当事者が鑑定費用を予納することなく、必要に応じて公費で調査や職権による意見書の作成が行われることがあります。なお、このような公調委の特色を生かす制度として、原因裁定には、受訴裁判所からの嘱託により原因裁定を実施する**原因裁定嘱託制度**があります（公害紛争処理法（以下「法」という。）42 条の 32 第 1 項）。

司法的解決と異なり、裁定・調停には既判力・執行力はありませんが、責任裁定には、裁定書の正本が当事者に送達された日から 30 日以内に裁定の対象となった損害賠償に関する訴えの提起がなかったときは、その損害賠償に関し、当事者間に当該責任裁定と同一の内容の合意が成立したものとみなされます（合意擬制、法 42 条の 20）。また、原因裁定があったときは、公害の拡大の防止等のため、関連行政機関の長や地方公共団体の長に対し、必要な措置について意見を述べる可以做到とされています（法 42 条の 31 第 2 項）。

■ 公調委に過去に係属した事件例（豊島産業廃棄物水質汚濁被害等調停申請事件）

平成 5 年 11 月、香川県の住民が、香川県知事に対し、香川県、事業者等を相手方として、産業廃棄物の不法投棄がなされた処分地の一切の産業廃棄物を共同して撤去すること及び連帯して各申請人に金 50 万円を支払うことを求める調停を申請しました。県際事件のため、同年 12 月、公調委に係属しました。専門委員を選任し、2 億 3600 万円余の国費を投じた職権調査等の結果、処分地に残された廃棄物の量や分布、地下水への影響等の実態が明らかになりました。平成 12 年 6 月に調停が成立し、公調委では現在も調停条項に基づく措置の実施状況を確認しています。（参考：平成 30 年度公調委年次報告の特集「平成の公害紛争事件」。なお、当該事件は、環境法判例百選の事例として選択されています（[第 3 版]No. 105）。）

※ 近年は、このような大規模な事件ばかりではなく、近隣店舗の室外機からの騒音や飲食店からの悪臭など、身近な生活環境に係る被害の事件を多く取り扱っています。

■ 公害紛争処理制度・公調委の概要、公害等調整委員会年次報告及び過去の裁定例は、ホームページに掲載しています。

公調委ホームページ <http://www.soumu.go.jp/kouchoi/>



QRコードはこちら

ADR と民事裁判の役割・機能～裁判官の経験に基づいて～

公害等調整委員会委員長 荒井 勉

1 公害等調整委員会の業務の概要と特徴

(1) 業務の概要

S47 創設 総務省外局 行政型 ADR 三条委員会

2つの任務－公害紛争処理、土地利用調整

委員構成 7名（常勤4、非常勤3）

(2) 特徴－公害紛争処理ゆえの特質

- ・多様な紛争処理 調停と裁定－責任裁定と原因裁定（公調委らしい制度）

- ・職権調査 最大の特徴

専門委員30名 国費負担による調査

- ・公害要件 典型7公害 相当範囲性－社会性・公共性

- ・行政型 ADR 関係機関への情報提供、意見申出（法48）

(3) 50年の大きな流れ

- ・産業型公害 水俣病

- ・多様化 航空機騒音、鉄道騒音、廃棄物処理

※豊島事件 現在もフォローアップ

※最近の大型事件 羽田空港騒音調停、自動車排ガス大気汚染調停

- ・都市型・生活環境型 近隣紛争 室外機の騒音、悪臭

※室外機やエコキュートの低周波 体感調査

※認容率 感受性の高さと受忍限度論

- ・裁判との連携 原因裁定嘱託 最近利用拡大

(4) 全体としての紛争解決

地方との連携 地方公共団体の公害審査会等、公害苦情相談

(5) 広報活動の進展

2 裁判との共通点と相違点

(1) 共通点

中立公正性、裁判手続との類似性

和解的解決の重要性 抜本的解決

※和解・調停の困難性と醍醐味

※三方一両損

(2) 相違点

弁論主義と職権調査

公調委の裁定の効力（法42の20）

裁判の既判力、執行力

最後の砦としての裁判－法曹の責任の重さ

AIとの競合

3 裁判官時代を振り返って

裁判官を選択した理由

やり甲斐 紛争解決に向けた積極的姿勢

※思い出の裁判

事実認定の奥深さ 民事と刑事

判断の波及効 ex 医療の崩壊

法曹に必要な資質 社会的視野、共感力、謙虚さ（畏れ）、人間力